

でんき契約新旧対照表（2021年2月17日実施）

■でんき契約約款

改定前（旧）	改定後（新）
20 最低利用期間 （略）	（条削除）
21 適正契約の保持 （略）	20 適正契約の保持 （略）
22 力率の保持 （略）	21 力率の保持 （略）
23 需要場所への立入りによる業務の実施 （略） (5) 30（需給契約の廃止）(1)または 32（解約等）により必要な処置 （略）	22 需要場所への立入りによる業務の実施 （略） (5) 29（需給契約の廃止）(1)または 31（解約等）により必要な処置 （略）
24 違約金 （略）	23 違約金 （略）
25 供給の中止または使用の制限もしくは中止 （略）	24 供給の中止または使用の制限もしくは中止 （略）
26 損害賠償および債務の履行の免責 （略） (2) 32（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 （略）	25 損害賠償および債務の履行の免責 （略） (2) 31（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 （略）
27 設備の賠償 （略）	26 設備の賠償 （略）
28 需給契約の変更 （略）	27 需給契約の変更 （略）
29 名義の変更 （略）	28 名義の変更 （略）

<p><b>30 需給契約の廃止</b> (略)</p> <p>(2) 需給契約は、<b>32</b> (解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>(略)</p>	<p><b>29 需給契約の廃止</b> (略)</p> <p>(2) 需給契約は、<b>31</b> (解約等) および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>(略)</p>
<p><b>31 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算</b> (略)</p>	<p><b>30 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算</b> (略)</p>
<p><b>32 解約等</b> (略)</p> <p>(4) お客さまが、<b>30</b> (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。</p>	<p><b>31 解約等</b> (略)</p> <p>(4) お客さまが、<b>29</b> (需給契約の廃止) (1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。</p>
<p><b>33 需給契約消滅後の債権債務関係</b> (略)</p>	<p><b>32 需給契約消滅後の債権債務関係</b> (略)</p>
<p><b>34 供給設備等の施設</b> (略)</p>	<p><b>33 供給設備等の施設</b> (略)</p>
<p><b>35 工事費負担金</b> (略)</p>	<p><b>34 工事費負担金</b> (略)</p>
<p><b>36 工事費負担金の申受けおよび精算</b> <b>35</b> (工事費負担金) により、当社がお客さまに工事費負担金の負担を求める場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送約款等に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。</p>	<p><b>35 工事費負担金の申受けおよび精算</b> <b>34</b> (工事費負担金) により、当社がお客さまに工事費負担金の負担を求める場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送約款等に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。</p>
<p><b>37 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け</b> (略)</p>	<p><b>36 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け</b> (略)</p>
<p><b>38 契約者等にかかる情報の利用</b> (略)</p>	<p><b>37 契約者等にかかる情報の利用</b> (略)</p>
<p>附則 1 本約款の実施期日 本約款は、<b>平成 30 年 10 月 9 日</b>から実施いたします。</p>	<p>附則 1 本約款の実施期日 本約款は、<b>2021 年 2 月 17 日</b>から実施いたします。</p>